

## 財政援助団体等監査の結果

### 1 監査の期間

令和3年2月4日から令和3年3月22日

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

交流共創部 観光文化振興課

#### (2) 対象事項

一般社団法人西尾市観光協会に交付した下記補助金等に係る交付状況及びこれに係る事業等の状況

- ・西尾市観光協会補助金
- ・西尾市観光案内所施設維持管理業務委託料
- ・西尾市観光案内所受付業務委託料

### 3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、補助金交付事務等が適切に処理されているかを審査するとともに、当該財政援助団体の関係書類等を検査し、補助金等が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金等が交付されているかについて、所管部局職員及び当該財政援助団体職員の説明を聴取し、監査を実施した。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり、一部で改善、是正を要する事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行及び管理がなされるよう十分留意するとともに、担当部課においても事務事業の執行状況についてチェック体制を強化され、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

#### (1) 西尾市観光協会補助金について

なし

#### (2) 西尾市観光案内所施設維持管理業務委託料について

なし

#### (3) 西尾市観光案内所受付業務委託料について

- ・西尾市観光協会

臨時職員の給与等及び通勤手当について、積算誤りに伴う未払いが散見された。

<労働基準法第24条・第37条>

- ・観光文化振興課

全額前払いとして支出している委託料について、客観的に契約金額に異動が生じた場合は精算を伴うものであるが、変更契約を実施せず、戻入の手続きを行っていないものがあつた。

<地方自治法第 232 条の 5、地方自治法逐条解説>